

下請中小企業振興法「振興基準」の改正について

資料 3

- 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、現在、「振興基準※1」の改正※2作業中（平成30年12月中を目途に改正予定）。

【大企業間の支払い方法】

- 大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底



- 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。
- 大企業が率先して、**大企業間取引における手形払いの現金化**などの支払条件の見直しを進める。

【型代金の支払い】

- 型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。



- 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に**代金を60日以内に支払う**。
- 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、**一括払いの要望があれば速やかに支払う**よう努める。

【「働き方改革」への対応】

- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。



- 親事業者は、**下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない**こと。
- やむを得ず短納期又は急な仕様変更などを行う場合には、**親事業者が適正なコストを負担**すること。

課題

改正案

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮